



# 長野県報

12月16日(月)

令和6年

(2024年)

第568号

## 目次

### 告示

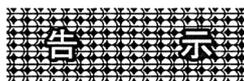
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（保健・疾病対策課）	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地変更の届出（保健・疾病対策課）	2
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（4件）（森林づくり推進課）	2
公共測量の実施（6件）（建設政策課）	4
公共測量の終了（2件）（建設政策課）	5
広域連合の規約の変更の届出（市町村課）	6
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	6
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	7

### 公告

家畜伝染病発生の届出（園芸畜産課）	7
県営土地改良事業変更計画概要書の縦覧（農地整備課）	7
土地改良区の解散の認可（農地整備課）	8
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	8

### 訓令

職員安全衛生管理規程の一部改正（職員課）	9
----------------------	---



### 長野県告示第641号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和6年12月16日

長野県知事 阿部守一

#### 精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
ファーマライズ薬局 小河原店	須坂市小河原1891-4	令和6年12月1日
ファーマライズ薬局 小布施店	上高井郡小布施町中松東畑324-1	令和6年12月1日
ファーマライズ薬局 須坂店	須坂市須坂1288-2	令和6年12月1日
ファーマライズ薬局 墨坂店	須坂市墨坂南2丁目5-5	令和6年12月1日
ライフ薬局伊那	伊那市下新田3101-4	令和6年12月1日

保健・疾病対策課

**長野県告示第642号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

令和6年12月16日

長野県知事 阿部 守一

## 精神通院医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
北アルプス訪問看護ステーション 北安曇郡白馬村神城22844-4	北アルプス訪問看護ステーション 大町市大町2619	令和1年12月1日

保健・疾病対策課

**長野県告示第643号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年12月16日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
諏訪市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
諏訪市（次の図に示す部分に限る。）
    - 次の森林については、主伐は、択伐による。  
諏訪市（次の図に示す部分に限る。）
    - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第644号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年12月16日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊那市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 次の森林については、主伐は、択伐による。  
伊那市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第645号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年12月16日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大町市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第646号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年12月16日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
上伊那郡箕輪町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

箕輪町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び箕輪町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第647号

北陸地方整備局千曲川河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和6年12月16日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類  
公共測量 基準点測量
- 作業期間  
令和6年12月9日から令和7年3月31日まで
- 作業地域  
上高井郡小布施町

建設政策課

#### 長野県告示第648号

中部地方整備局飯田国道事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和6年12月16日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類  
公共測量 基準点測量、水準測量、三次元点群測量、路線測量
- 作業期間  
令和6年11月19日から令和7年2月19日まで
- 作業地域  
飯田市

建設政策課

#### 長野県告示第649号

長野県佐久地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和6年12月16日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類  
公共測量 用地測量
- 作業期間  
令和6年12月1日から令和7年3月10日まで
- 作業地域  
南佐久郡南牧村

建設政策課

**長野県告示第650号**

長野県佐久地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和6年12月16日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類  
公共測量 用地測量
- 作業期間  
令和6年12月1日から令和7年3月10日まで
- 作業地域  
南佐久郡南牧村

建設政策課

**長野県告示第651号**

長野県上伊那地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和6年12月16日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類  
公共測量 基準点測量
- 作業期間  
令和6年12月2日から令和7年3月10日まで
- 作業地域  
上伊那郡飯島町

建設政策課

**長野県告示第652号**

長野県北信地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和6年12月16日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類  
公共測量 基準点測量
- 作業期間  
令和6年12月9日から令和7年3月25日まで
- 作業地域  
飯山市、下高井郡木島平村

建設政策課

**長野県告示第653号**

北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和6年12月16日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類  
公共測量 令和6年度信濃川下流水系航空LP測量その2業務

## 2 作業期間

令和6年7月10日から令和6年11月29日まで

## 3 作業地域

下高井郡山ノ内町、下水内郡栄村

建設政策課

## 長野県告示第654号

長野県諏訪地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和6年12月16日

長野県知事 阿部 守一

## 1 作業種類

公共測量 3級、4級基準点測量

## 2 作業期間

令和5年12月5日から令和6年11月20日まで

## 3 作業地域

茅野市

建設政策課

## 長野県北アルプス地域振興局告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、北アルプス広域連合長から令和6年10月31日付けで規約変更の届出がありました。

令和6年12月16日

長野県北アルプス地域振興局長 斎藤 政一郎

市町村課

## 長野県伊那建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和7年1月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年12月16日

長野県伊那建設事務所長 川上 学

## 1 道路の種類

一般国道

## 2 路線名

153号

## 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡辰野町大字伊那富1017番の1地先から 上伊那郡辰野町大字伊那富834番の1地先まで	旧	m 8.1～9.5	km 0.1750
同上	新	8.1～9.5	0.1750
		8.1～21.9	0.1930

道路管理課

## 長野県伊那建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

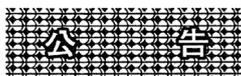
その関係図面は、告示の日から令和7年1月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年12月16日

長野県伊那建設事務所長 川上 学

- 路線名 153号
- 供用を開始する区間  
上伊那郡辰野町大字伊那富1017番の1地先から  
上伊那郡辰野町大字伊那富834番の1地先まで
- 供用を開始する期日 令和6年12月16日

道路管理課



## 公告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の届出が次のとおりありました。

令和6年12月16日

長野県知事 阿部 守一

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生年月日	患畜・疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所又は区域
流行性脳炎	豚	令和6年11月28日	患畜	1	千曲市

園芸畜産課

## 公告

県営あさひ地区土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、同法第88条第4項の規定による朝日村長との協議の前に、次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第88条第6項において準用する同法第87条の2第9項の規定により、この変更計画の概要に意見のある者は、知事に対し意見書を提出できます。

令和6年12月16日

長野県知事 阿部 守一

- 縦覧に供する書類  
県営あさひ地区土地改良事業変更計画概要書の写し
- 縦覧の期間  
令和6年12月17日から令和7年1月21日まで
- 縦覧の場所  
東筑摩郡朝日村役場建設環境課
- 意見書の提出方法  
縦覧期間満了までに、長野県松本地域振興局農地整備課あて書面で提出してください。

農地整備課